

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 要人往来（総務長官等閣僚訪沖）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-22 キーワード (Ja): 床次総務庁長官, ランパート米国高等弁務官, 中曽根防衛庁長官, ランパート米国高等弁務官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43237

床次總務長官より琉球政府要請書

別紙(6)

床次総務長官に対する要請書

昭和44年4月5日

琉球政府

13130～

主席、副主席以下各局長

要 請 事 項 目 次

◎基本的事項

1. 本土並み国政参加の実現について ----- 1
2. B52 戦略爆撃機の即時撤去について ----- 1
3. 原子力潜水艦寄港の即時取止め、ならびに海水汚染の解消について ----- 3
4. 総合労働布令（68号）の撤廃について ----- 4
5. 琉球大学の国立への移管について ----- 5
6. 国土開発について ----- 6
 - (1) 国土基本図の整備
 - (2) 産業開発基盤施設の整備および土地改良事業等の援助
 - (3) 地下資源および水資源開発
7. 日本政府援助金の増額について ----- 8
8. 郵政業務拡充に伴う経費の全額国庫負担について ----- 10
9. 機船底曳網漁船の導入について ----- 10

◎重要事項

1. 市町村財政の強化について ----- 12
2. 土地調査について ----- 12

3	本土・沖縄間における司法共助制度の確立について	13
4	第一次産業開発資金としての本土産米供与による援助について	14
5	住宅対策に対する資金援助について	15
	(1) 住宅建設資金融通制度について	
	(2) 琉球土地住宅公社に対する技術的援助および資金援助について	
6	都市問題の抜本的解決について	17
7	総合職業訓練所の設置運営について	18
8	教職員の資質向上のための技術的、財政的な援助と教育研究センターの拡充整備について	20
9	公務員医師の派遣について	20
10	捜査装備の強化について	20
11	雇員離職者対策臨時措置法について	21

◎終戦処理事項

1	宮古旧飛行場用地の旧地主への返還について	21
---	----------------------	----

◎基本的事項

1 本土並み国政参加の実現について

現代の民主主義国家においては、その国民がひとしく自国の国政に参加することは、人類普遍の原理として保障されており、日本国憲法もこの理念を明らかにしている。

日本国民である沖縄県民にも本土並みの国政参加を認めるよう要請します。

2 B52 戦略爆撃機の即時撤去について

B52 戦略爆撃機が嘉手納基地に飛来したのは、昭和43年2月5日であつた。当時は、朝鮮方面が騒然とし、それに備えた一時駐機との見方であつた。

しかし、その後は常駐態勢をとり、ベトナム出撃の攻撃基地に変つた。

沖縄県民は、再び戦争に巻き込まれるのではないかという不安をもちながら、B52 戦略爆撃機撤去運動をもちあげてきた。

また、立法院においても再三にわたつてB52 戦略爆撃機撤去を要求する決議を行ない、全世界に訴えつづけてきた。しかし、B52 戦略爆撃機は百万沖縄県民の切なる要求を無視して依然、居すわりをつづけている。そして、昭和48年11月19

日未明、嘉手納から発進したB52戦略爆撃機が離陸直後墜落して大爆発を起し、周辺の嘉手納村民はもとより、全県民に戦争の恐怖を与えた。B52戦略爆撃機が核搭載機であり、また墜落現場の至近距離には核爆弾が貯蔵されていると新聞は報じているだけに、沖縄が全滅しかねない危機に直面している。

B52戦略爆撃機は従来の基地公害（爆音、航空機燃料流出）事件に、さらに拍車をかけ、基地周辺の住民生活を破壊し、学校教育にも重大な影響をおよぼしている。

今後、このような事故を発生せしめないように万全を期すとの米軍の言明の直後、再び嘉手納基地内でB52戦略爆撃機の事故が発生した。

これらの事実によつて、B52戦略爆撃機に対する県民の恐怖感はつゆ、同機の撤去の要求はいまやおさえ難い世論となり、ついに要求を勝ちとる最終手段であるゼネスト態勢にまで発展した。

したがつて、日本政府としても、沖縄が日本の固有の領土であり、沖縄県民が日本国民であるとの認識の上に立ち、日本国憲法が国民に保障する生命の安全および平和を守る立場から、百万沖縄県民の切なる要求であるB52戦略爆撃機の撤去が、一日も早く実現するよう強く要請します。

3 原子力潜水艦寄港の即時取止め、ならびに海水汚染の解消について

(1) 原子力潜水艦寄港の即時取止めについて

米軍原子力潜水艦のたび重なる寄港によつて発生した放射能汚染に対し、米軍は人体には影響はないと発表して原子力潜水艦の那覇港における出入を続けている。

しかしながら、本土における原潜汚染問題調査研究委員会（代表者、草野信男東大教授）の調査結果は、那覇軍港内の海底泥や魚貝類から検出されたコバルト60が米軍発表の数値をはるかに上回るものであり、那覇軍港内におけるコバルト60による汚染は想像以上のものであることが判明した。加えて那覇軍港内における原子力潜水艦の衝突事故が明るみにでるところとなり、県民は多大な衝撃を受けている。

本土政府は、以上ご賢察のうえ、米軍原子力潜水艦寄港の即時取止めを強力に外交交渉されんことを強く要請します。

(2) 原子力潜水艦の寄港による海水汚染の解消について

これまでのたび重なる原子力潜水艦の寄港によつて、那覇港一帯の海水は著しく汚染され、魚貝類は勿論、人体への影響も懸念されるところから完ぺきな調査体制を整える必要がある。

現在、400チャンネル波高分析器ならびに低バックグラウンド測定装置を購入し、琉球政府独自の調査を進めているが、これは単に試料を採集し、試験室で測定するためのものであり、原潜の放射能汚染モニタリングを実施する体制の一部にすぎない。

監視体制を強化するためには、モニタリングポストやモニタリングポイント、モニタリングボート等を設置し、空間および海中の放射能の測定を常時行なう必要があり、これらの施設を本土政府は設置し、また、これらの調査測定を実施するに当っては、現在の測定器の不備、技術人容の不足にかんがみ、本土政府は、放射能調査測定についての専門官を沖縄に常置させ、測定器具の整備や技術指導に当らせてもらいたい。

4 総合労働布令(63号)の撤廃について

沖縄の軍事基地労働者の諸権利は、沖縄の一般民労働者あるいは本土の基地労働者よりもきびしく制約されている現状においては、労働者がその社会的、経済的地位の向上を図る権利を保障する施策が最も必要としている実情にあるにもかかわらず本年1月11日、突如として総合労働布令を公布し、布令第116

号よりもさらにきびしく軍労働者の労働基本権の制約、争議権の制限拡大、政治活動の制限、集会ビケ行為等の禁止の強化、そのうえ労働法の領域をこえた治安法令的色彩をもち、一般市民にまで拡大して表現、集会の自由等を禁止抑圧していることなどを理由として同布令の撤廃を訴えていることは、琉球政府は勿論のこと、全県民の世論であり基地労働者をはじめ与野党を通じて共通の要求であります。

加うるに、沖縄の基地労働者においても、日本国憲法に保障されている諸権利は認められるべきであるという観点から同布令を撤廃して民立法化を推進すべきである。

よつて、本土政府の責任において総合労働布令の撤廃方を米国政府に対し強力に折衝されるよう強く要請します。

5 琉球大学の国立への移管について

琉球大学は、昭和25年5月に設立され、19年の歴史を有する唯一の琉球政府立大学で、この地域の学術研究の中心的役割と沖縄における指導的人材を養成する機能を果たしており、また、日本の最南端に位置する大学として南方との学術交流のセンター的役割を果たし得る位置にあります。

琉球大学の育成の強化は、単に沖縄の教育文化の向上に資す

るばかりでなく、東南アジア地域の開発にも貢献するものと思
います。しかしながら、その整備状況は、施設、設備、教員組
織等、本土の大学設置基準に達しない部分が多く、全体として
国立大学の水準に遙かに及びません。

沖縄県民は、復帰の際は、琉球大学を国立大学に移管し、そ
の使命が十分に達成できるよう強く望んでいます。

この意向をくんで、琉球政府は、行政主席のもとに琉球大学
国立大学化問題等審議会を設け、これを推進しつつあります。

本土政府におかれましては、以上のことをご了察され、次の
事項について、強力に推進して下さるようお願いします。

- (1) 復帰の際は、琉球大学を国立に移管してもらいたい。
- (2) 琉球大学の整備充実を国費によつて短期間に実現できるよ
う具体的施策を講じてもらいたい。
- (3) この施策を推進する機関を設置してもらいたい。

6 国土開発について

国土の総合的な開発計画の策定に当つては、科学的かつ総合
的な調査に基づく基礎資料の整備が必要であり、計画の実施に
当つては産業基盤および施設の整備拡充が先行されねばならな
い。現在、沖縄においてはこれら産業基盤の整備はきわめて不

十分であるので経済開発のうへで緊急かつ重要な課題となつて
いる。したがつて、とくに次の事項について日本政府の財政お
よび技術援助の拡大強化を配慮してもらいたい。

(1) 国土基本図の整備

国土基本図は長期経済開発計画および土地利用計画等の策
定の基礎資料となるものである。基本図作成のための空中撮
影は米国民政府の許可を得ているがこれには相当な資金が必
要である。

(2) 産業開発基盤施設の整備および土地改良事業等の援助

国土保全施設、道路（農道を含む。）、港湾（漁港を含む。）
等の諸施設の整備および土地改良事業、開拓移住事業等の進
展がたちおくれしており、これらの整備充実は緊急な課題であ
る。

(3) 地下資源および水資源の調査開発

石油、天然ガス等のエネルギー資源および水資源の開発は
経済開発の中核をなすものである。琉球政府においては、水
資源調査は昭和40年度から実施しているが、財政・技術の
制約によつて局部的な地点調査しか行なっていない。また、
天然ガス調査は、日本政府技術援助によつて一部地域をおこ
なっているが、該当地域全域を調査開発する必要があり、石

油資源についても綿密かつ本格的な調査を早急にすすめて開発する必要がある。

7 日本政府援助金の増額について

(1) 1969年度琉球政府財政の現状および問題点

ア 1969年度琉球政府一般会計予算は、7,449,207ドルの日米両政府援助金の増額および101,500ドルの雑取増が見込まれる反面、租税収入において14,891,000ドルの落ち込みが確実になつたこと、および租税以外の各種収入（印紙収入、油脂販売納付金、財産収入、前年度剰余金）において6,019,797ドルの減収が見込まれることにより、差引13,360,000ドルの大巾な歳入欠陥が予想されています。

イ 一方、歳出においては、公務員および教職員の給与に多額の不足が見込まれること、および重要経費の一部に追加の必要が生じたことにより、10,029,433ドルの資金追加が必要とされているので、歳入歳出を合計すると23,389,433ドルの資金が不足するというかなりきびしい財政事情下にあります。

(2) 対策

ア 以上の事情に対処するため、当初予算計上額どおりの歳

入確保に努める一方、物件費の節減および事業の緩急度等を勘案して、総額7,689,433ドルの歳出節減を実行することとし、なお不足する15,700,000ドルについては借入により対処する。

イ なお、今回の借入による対処策を採用した背後には、極端な財政支出の抑制がもたらす沖縄経済への影響を考慮したことは勿論のこと、財政の体質からもそれ以上の節減は不可能であるという事情があつたことによるものである。

ウ これまでの間、資金不足の対策については種々検討を重ねてきたが、時期的な問題等により、実行できる方途は限定されているので、借入措置により対処することとした。

(3) 今後の問題点

以上の借入措置は、自己財源の大巾な増加も期待できない上に本土との格差是正措置等のための経費増加が予想される1970年度以降において、琉球政府の財政負担を増大させることとなり、今後の大きな問題点となる。

(4) 日本政府援助金の増額等について

日本政府におかれては、以上の事情を勘案していただき、次により積極的な援助を実施してもらいたい。

ア 本年度の借入となる15,700,000ドルを次年度において

援助金の増額により補填してもらいたい。

イ 国の行政機関費については、その所要経費の全額を国において負担してもらいたい。なお、府県としての行政事務に要する経費の援助については、従来の援助方式を改め、沖縄の制度および実情に即応するような交付税方式またはこれに準ずる方法により実施してもらいたい。

8 郵政業務拡充に伴う経費の全額国庫負担について

郵政業務は、直接国家が行なう業務であり、その運営は、社会の事象に即応しなければならないが、沖縄の現状は、本土との格差が大きく業務の規模ならびに財政事情等のあい路もあつて、県民に対するサービスが十分でないので、本土郵政の一環としての財政的援助と本土郵政への早期吸収が必要であるので早期実現方ご配慮願いたい。

9 機船底曳網漁船の導入について

沖縄における機船底曳網漁業の操業は1964年に3統の許可定数で開始され、現在は5統の勢力であります。昨年の水揚げ高は約2,100トンで73万ドルの輸出実績をあげております。

しかしながら、従来までの操業は1船主1統の操業方式のため

経済効果の合理的な運営が図れなかつた。

そこで本漁業の経営の安定をはかり操業を維持していくためには是非とも後進化操業に持つていく必要を痛感し、また、このことは業界からも強い要望があつたため、漁業調整委員会に諮問した結果、1船主約8統の操業を目標にして許可定数を従来の8統から12統に改められた。

増加分の4統については、沖縄の漁業法に基づき行政主席の起業認可がなされた。

そのうち、3統は漁船を取得して計6統が操業しているが、他の6統の取得が困難になつており、かつ現に操業している2統に対しても本土底曳業、業界のきびしい圧力により操業不可能な状態にあります。

そのことについて、韓国に対しては何ら問題もなく、底曳漁船の輸出をしておりますが沖縄に対してこのような措置がなされていることは甚だ腑におちない点であります。

沖縄の水産業の振興の面から既定の11統が順調に操業できるよう高度のご配慮をお願いします。

◎重要事項

1 市町村財政の強化について

沖縄の経済および社会の発展と祖国復帰を控えて、市町村の財政需要は一段と増大しているが、沖縄独自の財政力によつてそれを充足することはきわめて困難である。

市町村財政規模を段階的に本土水準へ近づけるため、1970年度は本土援助の18億円を含めて本土類似市町村の86%程度へ引上げ、1971年度で94%程度へ達するよう計画しているが、これには本土政府の一層強力な財政援助が必要であるので、このことについて特別なお配慮を願いたい。

2 土地調査について

- (1) 沖縄における現行公簿（土地台帳・登記簿）および公図（附図）は戦後の昭和21年応急かつ拙速に作成されたが現地との不一致が著しく土地行政上の大きなあい路となっている。近年土地利用の高度化に伴つてその維持管理に困難をきたし住民の所有権の保護はもとより公図公簿としての役割を果し得ない現状にある。
- (2) そのため政府では本土の国土調査法に準じて、沖縄全域の地籍を明確にするとともに、あわせて土地に関する基礎資料

として国土の実態を科学的かつ総合的に調査し把握することを目的として昭和32年土地調査法を立法制定し昭和38年度から本格的に調査測量を開始、現在も継続して実施中である。

- (3) 沖縄の地籍調査は戦災により混乱している地籍を本来の正しい姿に修正することであり、この意味では終戦処理的な要素を帯びる事業とも言え、本土のそれとも異なる点である。
- (4) 土地調査の進捗状況量的には昭和43年度で約43%の進捗率をみているが、軍用地等調査が難かしい地域が残つているため、質的にはそれ以下である。現状の進捗では全地域を完了するまでに後10年余を要する。
- (5) 本土復帰が実現した時点で、土地行政を円滑に移行できるためには、あらゆる施策の基礎資料ともなる土地調査の成果を早急に完成し整備させることが望ましい。そのため本土と同様国家事務として取り扱つてもらいたい。そしてこれまでの執行の歩度（進捗）を伸ばす必要がある。

3 本土・沖縄間における司法共助制度の確立について

本土と沖縄の地理的条件から刑事責任を免かれるための逃亡犯罪人が後を絶たず、その数は、昭和42年12月末日現在で沖縄から本土へ逃げた者157人、本土から沖縄に逃げてきた

者40人となっており、早急に本土・沖縄間の司法共助制度の確立が必要とされている。

本件については、先に日米琉諮問委員会の議題としてとり上げられ、該委員会においても逃亡犯罪人の引渡しを可能にし、かつ円滑にするため、すみやかに適切な措置をとるべきであることについて意見の一致をみている。

4 第一次産業開発資金としての本土産米供与による援助について

沖縄における米の消費量は約9万トンで、そのうち、県内の生産量は約1万トンで、わずかに11%の自給率でその不足分は毎年カルフォルニア、蒙州から輸入しているような状態である。

本土での米作は消費量をはるかに上廻り持越米があることから本土産米を沖縄へ供与することは本土としても、沖縄としても有意義なことと思う。

沖縄の第一次産業は経営が零細で、しかも生産基盤も充分といたいがたい状況である。このため毎年多額の援助により生産条件整備を推進しているのであるが、援助に対応する琉球政府財源が乏しいため、その整備は遅々として進展しない状況にある。このようなことから現行の日政援助の枠外として本土産米の供

与によりその回収金を第一次産業の開発資金として活用することは復帰にそなえて、本土との格差是正をはかる面からも最も効果的な方策と料されるのでその早期実現方を配慮願います。

5 住宅対策に対する資金援助について

昭和35年現在全琉で、住宅難世帯は全世帯19万4千の28%にあたる5万4千世帯で那覇市の場合、世帯の37%、2万世帯もある。

本土における住宅難率が昭和33年12.5%、昭和38年10.1%であるので、沖縄の住宅難の深さくさがうかがえる。

社会開発の一環として、県民のすべてが健康で文化的な生活を営むことができるため「一世帯一住宅」を目標に、公営住宅法および琉球土地住宅公社法を制定し、政府施策による住宅供給を進めている。

都市計画とも相関連して、住宅難解消は当面の急務である。住宅難の解消には、予算の増大、住宅供給制度の確立を図る必要があるが、琉球政府の力のみでは到底その実現が困難であるので、本土政府の財政的・技術的援助をご配慮願いたい。

(1) 住宅建設資金融通制度について

住宅に困窮する県民は、その所得および資産中、住宅水準

は低位にありながら住宅投資が困難である。

したがって、低家賃の住宅供給あるいは長期低利資金の融通を受ける以外には住宅を入手し得る道がない現状である。

昭和48年立法第181号として公布になつた「住宅建設資金融通法」に基づき、昭和44年度から中堅所得階層の持家取得を容易にするため、住宅建設に必要な資金を長期かつ低利で貸付ける制度を樹立した。

同制度を樹立したことによつて、住宅供給制度は、公営住宅、公社住宅および融資住宅と三本の柱が整備されることになり、住宅事情改善に大きな役割を果たすものとする。

この住宅融資制度に対し積極的な技術的、財政的援助をご配慮願いたい。

(2) 琉球土地住宅公社に対する技術的援助および資金援助について

日本住宅公団、地方住宅供給公社に準ずる住宅供給機関として昭和41年9月「琉球土地住宅公社法」に基づき、琉球土地住宅公社を設立した。

同公社の主たる業務は、集団住宅の供給と居住環境の良好な住宅地を大規模に供給することにある。

新市街地開発のため、那覇市近郊糸満町地先に大規模な埋

立事業を計画し、現在開発計画のための諸調査を行なうため準備を進めている。

よつて、専門家の派遣等技術的援助を要請する。

なお、災害復興住宅建設に対する援助金の剰余金および償還金の運用については総理府特別地域連絡局局長あてに要請書を提出してありますのでご配慮くださるようお願いいたします。

6. 都市問題の抜本的解決について

自動車保有台数の増加は著しく11人に1台の保有率(1968年11月末現在)に対し、道路率が低率(那覇市の場合9.5%)のため都市内随所に交通渋滞を引き起している。また、住民のいこいの場としての公園も皆無に等しい現状である。

これは、都市地区において地価が高騰するため貧困な財政では事業が進展しないからである。

対策としては、日本本土との都市整備の格差を是正するため都市計画事業に対する事業費の財政支出金を増大することにある。さらに事業実施の段階で資金難のため継続事業となるので地価が事業完了までに5倍程に高騰する。従つて用地(道路、公園等公共用地)の先行取得をするため本土における「都市開発資金の貸付に関する法律」の特別措置を講じてもらいたい。

その返還については沖縄に対する毎年度の財政支出金で相殺してもらいたい。

7 総合職業訓練所の設置運営について

(1) 設置

総合職業訓練所は、失業保険法（1958年立法第5号）第36条に規定する福祉施設とするため、職業訓練法（1968年立法第38号）の一部改正すべく今議会へ立法手続中である。

(2) 運営

ア 運営は、事業団ができるまで琉球政府労働局が所管する。

イ 琉球政府労働局の組織機構を総合的に検討している段階にあり、琉球政府行政組織法および同法組織規則の一部改正の手続を進めている。

ウ 失業保険特別会計の福祉施設費に支出する金額は次のとおり。

(ア) 1969年度	不動産購入費（土地代造成費）	\$200,000
(イ) 1970年度	〃	\$325,000

(3) 問題点

ア 総合職業訓練所の建設について

昭和44年度、沖縄総訓建設資金の第一次査定に次に挙げる事項を考慮すること。

(ア) 寄宿舍 2階建 初年次は1階（110坪）

(イ) 職員宿舎 100m²（33坪3人分） 1棟分の査定
これを300m²（99坪） 3棟（9人分）
に改めること。

(ウ) 実施職種（一年次機械・溶接・板金・自動車整備）
の機械施設を建設と平行して設置し、来
年4月の開所間に合わせること。

(エ) 訓練用装置類（視聴覚設備等）は特に沖縄では必要で
あり、充分考慮して初年次で装置しても
らいたい。

イ 雇用促進事業団による沖縄総合職業訓練所の建設について

(ア) 建設は琉球政府と契約が必要とされること。

(イ) 設計については、本土業者で主体的に行なう場合、沖縄
の業者との提携等考慮の必要があること。

ウ 事業団による沖縄における運営について

(ア) 琉球における労働行政の政策を反映させることから琉球
政府の運営が好ましい。

(イ) 現地法（職業訓練法および行政組織法）との関連からも
好ましくないこと。

エ 指導員の派遣について

職訓法施行規則に基づき、指導員は、職種ごとに1単位につき3人とされているため、初年度は4職種12人の指導員の派遣方考慮すること。

オ 一般職業訓練所における指導員についても考慮すること。

8 教職員の資質向上のための技術的・財政的な援助と教育研究センターの拡充整備について

沖縄の教職員の資質向上をはかるため今後とも一層の財政的・技術的な援助を期待するとともに、特に教育研修センターの拡充整備については特別など配慮をお願いする。

9 公務員医師の派遣について

沖縄に対する技術援助の一環として琉球政府立病院、保健所等へ年間を通し常時25人の公務員医師を派遣することになっているが、現在は衛生検査技師1人を含め、10人に止まっているので、当初の計画通り25人の派遣が実現するようご配慮をお願いしたい。

10 捜査装備の強化について

捜査、鑑識、警備等の資機材が本土警察に比べて劣っており、

治安情勢に対処するには不十分であるので、これを早急に整備強化する必要があるのご配慮願いたい。

// 軍雇用員離職者対策臨時措置法について

- ◎ 軍雇用員離職者対策に必要な経費として援助が予定されている5,000万円について臨時措置法に規定される特別給付金、移転資金を含めて全給付を対象に支出できるよう特段の御配慮をお願いする。

国有財産は米国民政府財産管理課において管理され、多くの問題が未解決のまま残されている。これらの問題については、日本政府の責任において処理するよう要請する。

1 宮古飛行場用地の旧地主への返還について

(1) 現状

宮古島の平良市、下地町および上野村の旧日本軍飛行場用地は旧日本軍により、昭和18年から19年にかけて、戦争遂行の目的で「戦争が終れば旧地主へ返還する(払下げる)」という条件で強制接収されたものである。しかるに該用地は終戦とともに日本国有財産として布告7号により米国民政府財産管理課の管理するところとなり、現在そのほとんどが同課より賃借され農耕地として利用されている。

職訓法施行規則に基づき、指導員は、職種ごとに1単位につき3人とされているため、初年度は4職種12人の指導員の派遣方考慮すること。

オ 一般職業訓練所における指導員についても考慮すること。

8 教職員の資質向上のための技術的、財政的な援助と教育研究センターの拡充整備について

沖縄の教職員の資質向上をはかるため今後とも一層の財政的技術的な援助を期待するとともに、特に教育研修センターの拡充整備については特別なお配慮をお願いします。

9 公務員医師の派遣について

沖縄に対する技術援助の一環として琉球政府立病院、保健所等へ年間を通し常時25人の公務員医師を派遣することになっているが、現在は衛生検査技師1人を含め、10人に止まっているので、当初の計画通り25人の派遣が実現するようご配慮をお願いしたい。

10 捜査装備の強化について

捜査、鑑識、警備等の資機材が本土警察に比べて劣っており、

○戦後の戦災被害の調査等

○戦後の戦災被害の調査等
○戦後の戦災被害の調査等
○戦後の戦災被害の調査等

◎戦後処理事項

戦後24年、わが沖縄は、未だ戦災終戦処理もなされないまま異民族の統治下におかれている。

とくに沖縄は第二次大戦においてすべてが、灰燼に帰し、また国有財産は米国民政府財産管理課において管理され、多くの問題が未解決のまま残されている。これらの問題については、日本政府の責任において処理するよう要請する。

1 宮古飛行場用地の旧地主への返還について

(1) 現 状

宮古島の平良市、下地町および上野村の旧日本軍飛行場用地は旧日本軍により、昭和18年から19年にかけて、戦争遂行の目的で「戦争が終れば旧地主へ返還する(払下げる)」という条件で強制接収されたものである。しかるに該用地は終戦とともに日本国有財産として布告7号により米国民政府財産管理課の管理するところとなり、現在そのほとんどが同課より賃借され農耕地として利用されている。

(2) 問題点

該飛行場用地は戦争遂行という目的のために地主の意思如何にかかわりなく接収され、また地主も戦争が終れば返してもらえとの約束を信じ、国に協力したものである。さらにその対価としての地代も現金による支払いではなく、国債や郵便貯金等によつてなされたとのことである。そして、現在該用地が当初の目的である飛行場用地としても利用されていない事情からしてすみやかに旧地主へ返還すべきであると思料する。

(3) 施策の方向

上記事情にかんがみ、旧地主400余名の長年の悲願である土地返還を1日も早く実現すべきであると思料するので、その実現方について特別なるご配慮をお願いする。

なお、本件については、昭和48年8月16日づけで総務長官に要請書を提出してある。

1
C

C

床次総務長官に対する要請書

1 9 6 9 年 4 月 6 日

C

C

1

沖縄市町村議会連合会

1 祖国復帰に関する要請

沖縄県民は戦後24年間に亘り祖国復帰を要請し続けてきた。以来4分の1世紀が過ぎようとしている今日、未だ異民族の支配下に置かれ県民の悲願は達成されていない。沖縄はベトナム戦争の補給と攻撃の前進基地という危険な十字架を背負われ、B52戦略爆撃機の大爆発や放射能汚染、民家への燃料油流出や爆音等の基地公害は続発し、沖縄県民の人権は保障されない現状にあります。

われわれは日本民族としての生活と権利を守るため、沖縄の祖国復帰の即時実現を強く要請いたします。

2 沖縄県民の国政参加に関する要請

昨年、10月9日沖縄の国政参加が日米両政府間で合意されて以来、半年にわたり沖縄県民の国政参加は国会の論点となったが、その草案すら出来ておりません。

国民が自国の国政に参加することは当然の権利であり、憲法で保障されています。本土政府は、この人類普遍の原則と日本国憲法の理念を無視し、かつ沖縄100万県民の声を無視し、その処遇を差別しようとしております。

われわれ県民は、本土代表とまったく同様の資格を有する県民代表の国政参加を望むものであり、その早期実現を強く要請いたします。

3 B52と核基地の即時撤去、原潜寄港中止に関する要請

昨年11月19日B52戦略爆撃機が嘉手納飛行場の核貯蔵庫の近くで大爆発

を起し、続いて12月2日に同じ場所でB52機の事故が再発して、沖縄県民を戦争と核爆発の恐怖に押し入れられております。

また、原子力潜水艦の寄港等による放射能汚染問題が起きるなど、基地から派生する問題で沖縄県民の生活が脅やかされております。

われわれは県民の生命、財産を守る立場から、B52を始め沖縄の核基地化、原潜の寄港等許容できないものであります。よつて本土政府は、沖縄に駐留するB52及核基地を即時撤去し、原潜寄港を中止し、沖縄県民の生命と財産を守るべく強力なる対米折衝していただくよう強く要請いたします。

4 市町村財政強化のための財政援助の増額に関する要請

沖縄の市町村行財政は、本土市町村に比べその格差は大きく、住民の希求する行政を行えない状態であり、諸施策の根本的整備改善が急務とされております。

本土政府は、本土市町村との格差是正、市町村行財政の水準を上げるため、沖縄の市町村財政強化致の大巾な増額をしていただくよう要請いたします。

5 糖価安定事業の本土並み適用に関する要請

沖縄産糖は甘味資源特別措置法によつて保護をうけておりますが、現実の買上措置において国内産甘蔗と、沖縄産甘蔗糖の買上量および買上げ価格において格段の開きがあります。

沖縄産甘蔗糖についても国内産甘蔗糖並みの買上げをするよう要請するとともに黒糖の政府買上げ若しくは財政援助の実現を図つていただくよう併せて要請い

たします。

6 バイン産業に対する保護策に関する要請

沖縄のバイン産業は、糖業に次ぐ第二の主要作物であり、特に経営規模の狭少から脱却するため、山地開発、辺地開発の結果、バイン産業が大きく伸び、その生産量は年間200万匁、金額にして約1,600万ドル(57億円)に達しております。

しかしながら、最近本土政府が貿易自由化政策を打ち出したことから、沖縄のバイン産業も憂慮されております。

沖縄のバイン産業が国際市場での自由競争に耐え、発展するにはあまりにも弱少であり、自由化を実施されたその時、沖縄のバイン産業は壊滅するといつても過言ではありません。

よつて本土政府は、沖縄のバイン産業の振興と農家経済の発展をはかるため、次の諸点について対策を講じていただくよう要請します。

- 1 バイン産糖の自由化を阻止していただきたい。
- 2 バイン産糖に対する関税を合理化計画達成まで据置きしていただきたい。

(資料)

市町村におけるB52決議状況

1969年2月10日現在

市町村名	定例会 臨時会別	決議年月日	市町村名	定例会 臨時会別	決議年月日
嘉手納村	臨時会	1968.11.29	大宜味村	定例会	1968.12.19
名護町	臨時会	1968.11.22	羽地村	臨時会	1968.12.19
北谷村	臨時会	1968.11.25	下地町	定例会	1968.12.20
北中城村	臨時会	1968.11.28	壺我地村	臨時会	1968.12.22
国頭村	臨時会	1968.11.28	石川市	臨時会	1968.12.23
粟国村	臨時会	1968.11.30	中城村	定例会	1968.12.23
宜野湾市	臨時会	1968.11.30	読谷村	定例会	1968.12.23
糸満町	臨時会	1968.12.5	与那原町	定例会	1968.12.25
久志村	臨時会	1968.12.6	具志頭村	定例会	1968.12.26
湘添村	定例会	1968.12.6	知念村	定例会	1968.12.26
金武村	定例会	1968.12.9	大里村	定例会	1968.12.26
伊江村	定例会	1968.12.10	今帰仁村	定例会	1968.12.26
南風原村	定例会	1968.12.13	平良市	定例会	1968.12.26
玉城村	臨時会	1968.12.14	佐敷村	定例会	1968.12.27
壺間味村	臨時会	1968.12.14	豊見城村	定例会	1968.12.28
石垣市	定例会	1968.12.16	嘉敷村	定例会	1968.12.28
美里村	定例会	1968.12.17	上本部村	定例会	1968.12.28
竹富町	臨時会	1968.12.17	与那国町	臨時会	1968.12.28
那覇市	定例会	1968.12.19	具志川市	定例会	1968.12.30
東風平村	臨時会	1968.12.19	北大東村	臨時会	1969.2.4



(参考)

昭和四十四年度日本政府援助に関する要望書

一 沖縄市町村の財政強化費の増額に関する要望

沖縄市町村の財政がいかに貧弱であるかは別表第二表をみても一目瞭然である。われわれはその改善策を機会あるごとに本土政府並びに琉球政府に訴えつづけ、ようやく四十三年度の沖縄援助費の中に市町村財政強化費目が新設された。しかしながらその額はわれわれの期待とはほどとおい額となつた。

本土政府は先の佐藤・ジョンソン会談の具体策として本土と沖縄の一体化策を打ちだし、沖縄においてもその施策にそつて調査研究がなされておるが、一体化を図るには先ず格差是正を図り、行財政水準を本土に近づけるのが先決だと思料する。

そのようなことからすると四十三年度の援助額十億円はあまりにも過少であり、四十四年度は大巾に増額されなければならない。

よつて本土政府は、沖縄の市町村財政を強化し、本土市町村との格差是正を図り、行政水準を本土並に引上げるため強力に本土政府と折衝下さるよう要望する。

3 都市計画費	209,792	
都市計画区域における人口	209,792	640,000人 × 32.78 = \$209,792
4 その他の土木費	726,000	
人口	726,000	1,100,000人 × 66 = \$726,000
三 厚生労働費	2,194,500	
1 社会福祉費	1,188,000	
人口	1,188,000	1,100,000人 × \$1.08 = \$1,188,000
2 衛生費	1,006,500	
人口	1,006,500	1,100,000人 × 91.5 = \$1,006,500
四 産業経済費	1,993,352	
1 農業行政費	1,781,752	
(1) 農家数	1,379,300	77,200戸 × \$17.75 = \$1,379,300
(2) 耕地の面積	411,452	54,353町歩 × \$7.57 = \$411,452
2 商工行政費	133,900	
商工業の従事者数	133,900	130,000人 × \$1.03 = \$133,900
3 その他の産業経済費	77,700	
林業水産業及び鉱業の従事者	77,700	6,000人 × \$12.95 = \$77,700
五 その他の行政費	8,348,980	
1 徴税費	953,690	
市町村の税額	953,690	\$640,000 × \$1.49 = \$953,690
2 戸籍住民登録費	828,290	
本籍人口	512,500	1,250,000,000人 × 41 = \$512,500
人口	315,790	1,100,000人 × 28.7 = \$315,790
3 その他の議費	6,566,280	
人口	6,497,490	1,180,000人 × \$5.43 = \$6,497,490
面積	158,880	132.4ha × \$1,200 = \$158,880
六 教育費	6,798,683	
1 小学校費	3,043,247	
児童費	887,979	140,949人 × \$6.30 = \$887,979
学級数	1,663,588	3,910学級 × \$425.47 = \$1,663,588
2 中学校費	2,238,520	
生得数	698,336	76,994人 × \$9.07 = \$698,336
学級数	1,206,726	1,972学級 × \$611.93 = \$1,206,726
学校数	338,458	151校 × \$2,208.33 = \$338,458
3 その他の教育費	1,516,916	
人口	1,516,916	1,134,567人 × \$1,337 = \$1,516,916
合計	25,083,554	

市町村財政強化費を増額すべき主な理由

(1) 現行の交付税額が過少であること
一九六六年度市町村交付税(現行)と本会が積算した需要額から算定した交付税額を比較すると別表のとおりである。

基準財政需要額をみると、現行の六、六〇五、六四〇千円(一八、三四九、〇〇〇)に対し、本会積算額は九、〇三〇、七六千円(二五、〇八三、五四四)で現行額は本会積算額の七三・二%にすぎない。

それは財政需要額の積算において、予算逆算により算出するため予算わりに拘束され不測に市町村の需要をおさええた結果である。そのような適正でない財政需要額から算出されるような交付税総額においても、現行の五、二一六、九六二千円(一四、四九一、五六二)に対し本会積算額は八、〇六九、五八千円(二二、四一五、七一一)で現行額は本会積算額の六四・六%となり、その差額は二、八五二、六九六千円(七、九二四、一五六)と大きなひらきがある。

市町村が住民の要求する行政を行うには現行交付税額では不可能であり、われわれはその改善策を強く訴えたのであるが、政府財政の制約によりこのような低い額となった。

本土との一体化を図り格差を是正し、住民が要求する行政を行うには、本土政府より、昭和四十四年度の市町村交付税の増額分三九億円必要である。

第1表 (1) 市町村交付税の本会積算額と現行法との比較

項目	現行 A	本会積算額 B	B - A	A/B × 100
基準財政需要額	\$18,349,000	\$25,083,544	\$6,734,544	73.2%
基準財政収入額	6,030,192	6,030,192		
財源不足額	12,318,808	19,053,362	6,734,554	64.7
普通交付税	12,317,827	19,053,362	6,737,535	64.7
特別交付税	2,173,734	3,362,355	1,188,621	64.6
交付税総額	14,491,561	22,415,717	7,924,156	64.6

(2) 本会積算の基準財政需要額

経費の種類及び測定単位	需要額	内訳
一 消防費	\$1,501,000	
人口	1,501,000	950,000人 × \$1.58 = \$1,501,000
二 土木費	4,247,939	
1 道路費	3,226,647	
(1) 道路の面積	1,862,500	12,500,000m ² × 14.9 = \$1,862,500
(2) 道路の延長	1,364,147	2,418,700m × 56.4 = \$1,364,147
2 港湾費	85,500	
(1) けい留施設の延長	45,500	5,000m × \$9.10 = \$45,500
(2) 外かく施設の延長	40,000	20,000m × \$2.00 = \$40,000

(2) 財政規模が類似県市町村に比べ弱少であること

昭和四十一年度類似県市町村決算額の平均と沖縄の一九六六年決算額(教育区を含む)とを比較すると別表のとおりである。

まず歳入の主な収入を見ると市町村税(地方税)要歳入総額中類似県の二二・六%に対し沖縄は二一・五%で、一人当り額では類似県の五、一三〇円(一四ドル二五セント)に対し沖縄は二、七五〇円(七ドル六四セント)となつて類似県の五三・六%となつてゐる。

これからみると沖縄は本土の約半分の税負担しかしてゐないということになる。しかしながら、これは税制度の相違によるもので本土の場合は市町村税として電気ガス税やタバコ消費税等が設けられているが、沖縄ではそのような税目はなく、租税制度が中央政府税を中心として組立てられているので、そのような結果になつてゐる。(別表第3表参照) 財生収入の構成比で類似県三・八%、沖縄六・二%と類似県より上廻つてゐる。一人当り額では類似県の八五七円(二ドル三八セント)に対し沖縄は七八九円(二ドル二九セント)で類似県の九二・一%と高い率になつてゐる。それは沖縄の場合軍用地料収入が入つてゐるためである。

5

繰越金について見ると構成比で類似県の二・六%に対し沖縄は五・三%とかなり上廻り、一人当り額でも類似県の五九三円(一ド

ル六五セント)に対し沖縄は六八二円(一ドル八九セント)で類似県の一一・五%とはるかに上廻つてゐる。それは六七年度の交付税総額が母税の伸びによつて、当初見込まれた額より増し、それが年度末に特別交付税として交付したため全額繰越となつたのと、政府補助事業が年度末に集中したため執行不能の市町村が出たためである。

市町村税を含めた自主財源をみると、類似県の三九・四%に対し沖縄は四三・七%で構成比ではかなり上廻つてゐるが、一人当り額では類似県の八、九六五円(二四ドル九一セント)に対し沖縄は五、六〇二円(一五ドル五六セント)で類似県の六二・五%で、歳入総額の比率五六・四%からすると高い率になつてゐる。

依存財源をみると地方交付税や国県支出金は歳入中類似県の五〇・五%に対し沖縄は四六・九%で一人当り額では類似県の一一、四八四円(三二ドル九〇セント)に対し沖縄は六、〇二二円(一六ドル七〇セント)で類似県の五二・四%となつており、かなりの差がある。つきに歳出について見るとまず総務費が歳出総額中類似県の一六〇%に対し沖縄は二三・九%の高率となつてゐる。このことは人件費等一般行政経費の割合が高く、歳出の弾力性の乏しいことを表わしてゐる。

社会、労働費、衛生費等は社会労働費で類似県の二六・二%、衛生費で三九・〇%と格差は大きい。

住民の経済活動と最もつながりの大きい土木費、差経済費についても、土木費で類似県の六七・六%、生業経済費が三七・二%と大きなひらきがある。

以上歳入歳出の主なものについて比較したが、歳入総額一人当り額は類似県の五六・四%、歳出総額で五二・三%となつており、本土との格差は大きく、いかに沖縄の市町村の財政が貧弱であるかがわかる。

その主な理由は自主財源が乏しい上に依存財源である地方交付税や国県支出金が過少なためである。その格差を是正するには本土政府より市町村交付税の増額分三九億円と合わせて、国県支出金の類似県との差額分約八億円の計四七億円を昭和四十四年度の市町村財政強化策として要請すべきである。

第2表 類似県の市町村と沖縄の市町村との財政規模の比較
才入科目別比較(1967年度一般会計決算額)

科目別	沖 縄			類 似 県			A B × 100		
	市 町 村	教 育 区	計	構成比	人口一人当り	決 算 額		構成比	人口一人当り
自 主 財 源	市 町 村 税 2,373,839千円 6,593,973 \$	196,562千円 546,005 \$	2,570,392千円 7,139,978 \$	21.5%	2,750円 7.64 \$	4,516,194千円 12,544,984 \$	22.6%	5,139円 14.25 \$	53.6 %
	財 産 収 入 737,409 2,048,332		737,409 2,048,332	6.2	789 2.19	754,608 2,996,133	3.8	857 2.38	92.1
	分担金、負担金 3,872 10,757	191,508 531,968	195,380 542,725	1.6	209 0.58	276,224 767,289	1.4	314 0.87	66.6
	使用料、手数料 421,191 1,169,974	61,872 171,866	483,063 1,341,840	4.0	517 1.44	511,653 1,421,258	2.5	581 1.61	89.0
	寄 附 金 106,548 295,967		106,548 295,967	0.9	114 0.32	230,446 649,128	1.1	262 0.73	43.5
	繰 越 金 557,679 1,549,107	79,417 229,603	637,996 1,769,710	5.3	682 1.89	522,053 1,450,147	2.6	593 1.65	115.0
	繰 入 金 95,775 266,042		95,775 266,042	0.8	103 0.28	122,399 339,997	0.6	139 0.39	74.1
	雑 収 入 311,675 921,320	77,341 214,835	409,016 1,136,155	3.4	438 1.22	959,153 2,664,314	4.8	1,089 3.03	40.2
	計 4,627,970 12,856,472	606,700 1,685,277	5,234,670 14,540,749	43.7	5,602 15.66	7,892,730 21,924,250	39.4	8,965 24.91	62.5
依 存 財 源	地 方 交 付 税 2,989,215 8,393,376		2,989,215 8,393,376	25.0	3,299 8.89	4,749,569 13,193,222	23.7	5,395 14.99	59.3
	国 県 支 出 金 1,529,891 4,249,447	1,996,694 3,046,371	2,626,495 7,295,818	21.9	2,812 7.81	5,369,852 14,891,256	26.8	6,089 16.91	21.0
	計 4,519,016 12,562,823	1,096,694 3,046,371	5,615,710 15,599,194	46.9	6,012 16.70	10,110,412 28,084,478	50.5	11,484 31.90	52.4
	地 方 債 1,108,886 3,089,240	17,100 47,599	11,125,986 3,127,740	9.4	1,295 3.35	2,015,894 5,599,796	10.1	2,290 6.36	52.6
	歳 入 合 計 10,255,872 28,488,535	1,720,494 4,779,148	11,976,366 33,267,685	100	12,819 35.61	20,019,036 55,608,434	100	22,739 63.17	56.4

(注) 1 教育区決算額は、本土との比較上教職員給与費等支弁相当の経費と、これに見合う政府支出金16,414,224ドルはそれぞれ歳入歳出から控除した。
2 財務会計制度が異なるため、的確な比較はできないので、適宜款を組替で比較した。
3 類似県は次の5県とした。島根県、高知県、佐賀県、宮崎県
4 人口は次によった。沖縄934,179人(1965・国調)

歳出目的別比較(1967年度一般会計決算額)

目的別	沖 縄			類 似 県 平 均			比 較 A —×100 B
	決 算 額	構 成 比	人口一人当り A	決 算 額	構 成 比	人口一人当り B	
議 会 費	332,911千円 841,421 \$	2.8%	324円 0.90 \$	434,381千円 1,208,280 \$	2.2%	494円 1.37 \$	65.6%
総 務 費	2,995,575 7,237,709	23.9	2,790 7.75	3,140,768 8,724,356	16.0	3,568 9.91	78.2
消 防 費	231,613 643,370	2.1	248 0.69	458,389 1,273,303	2.3	521 1.45	47.6
教 育 費	2,926,239 8,128,416	26.8	3,132 8.70	3,292,103 9,144,730	16.8	3,739 10.39	83.8
社 会 労 働 費	922,580 2,562,722	8.5	988 2.74	3,330,090 9,258,583	17.0	3,786 10.51	26.1
土 木 費	1,715,080 4,764,110	15.7	1,836 5.10	2,590,732 6,640,922	12.2	2,716 7.54	67.6
産 業 経 済 費	1,067,654 2,665,706	9.8	1,145 3.17	2,703,135 7,508,708	13.7	3,070 8.53	37.2
衛 生 費	357,098 991,690	3.3	382 1.06	862,867 2,396,853	4.4	980 2.72	39.0
災 害 復 旧 費				1,545,432 4,262,867	7.9	1,755 4.88	
公 債 費	368,421 1,023,392	3.4	394 1.10	1,047,987 2,911,075	5.3	1,190 3.31	33.1
諸 支 出 金	397,974 1,105,483	3.7	426 1.19	440,583 1,223,842	2.2	500 1.39	85.2
歳 出 合 計	10,895,046 30,264,019	100	11,684 32.40	19,650,067 54,683,519	100	22,319 62.00	52.3

歳出決算性質別比較（1967年度一般会計決算）

性質別	沖 縄			類 似 県 平 均			比 較 $\frac{A}{B} \times 100$	備 考	
	決算額	構成比	人口一人当り (A)	決算額	構成比	人口一人当り (B)			
消 費 的 経 費	人 件 費	8,839	29.2%	9.46\$	13,535	24.8%	15.38\$	61.50%	
	物 件 費	3,983	13.2	4.26	4,872	8.9	5.54	16.9	
	維持補修費	1,291	4.3	1.38	905	1.6	1.03	134.0	
	扶助費	121	0.4	0.13	4,550	8.3	5.17	2.5	
	補助費等	757	2.5	0.81	3,340	6.1	3.89	21.3	
計	14,991	49.5	16.04	27,202	49.8	30.91	51.9	教育区の決算は、経費の性質区分が なされていないので、総額を 人件費に0.30物件費に0.20維持補 修費に0.10普通建設事業費に0.40 の割合で按分してそれぞれ市町村 分に加算した。	
投 資 的 経 費	普通建設事業費	13,018	43.0	13.94	15,321	28.1	17.41		80.1
	災害復旧 //	228	0.8	0.24	4,292	7.9	4.88		4.9
	失策対策 //	363	1.2	0.39	1,881	3.4	2.14		18.2
計	13,609	45.0	14.57	21,494	39.4	24.43	59.9		
そ の 他 の 経 費	公 債 費	1,034	3.4	1.11	2,911	5.3	3.31	33.5	
	積 立 金	308	1.0	0.33	639	1.2	0.73	45.2	
	投資及び出資金	47	0.2	0.05	102	0.2	0.12	41.7	
	貸 付 金	16	0.0	0.02	618	1.1	0.70	2.9	
	繰 出 金	259	0.9	0.28	540	1.0	0.61	45.9	
繰上充当金	—	—	—	1,078	2.0	1.23	—		
計	1,664	5.5	1.78	5,888	10.8	6.69	26.6		
合 計	30,264	100	32.40	54,584	100	62.03	52.3		

第3表 国民所得に対する租税負担率調（昭和40年度5県及びD・Eグループ県との比較） (琉球政府企画局調理)

区分 県別人口	分配県民所得		人口 1人当り 県民所得	租 税 負 担 額					租 税 負 担 率				
				国 税 (政府税)	地 方 税			租 税 総 額	国 税	地 方 税			租 税 総 額
					府 県 税	市 町 村 税	計			府 県 税	市 町 村 税	計	
島 根	千人	百万円	千ドル	ドル	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル	%	%	%	%
徳 島	815	153,259	425,719	522	38,611	8,727	10,581	19,308	57,919	9.1	2.0	2.5	4.5
高 知	813	152,569	423,803	521	41,677	9,131	10,977	20,108	61,785	9.8	2.2	2.6	4.7
佐 賀	872	156,341	434,281	498	39,722	8,973	10,804	19,777	59,499	9.1	2.1	2.5	4.6
宮 崎	1,093	187,368	520,467	476	48,889	12,074	13,519	25,593	74,482	9.4	2.3	2.6	4.9
計	4,803	788,133	2,189,259		207,510	46,808	56,690	103,498	311,008				
平 均	880.3	157,627	437,852	497	41,502	9,362	11,338	20,709	62,202	9.5	2.1	2.6	4.7
Eグループ県平均	1,139	209,791	557,753	490	53,988	11,438	14,237	25,675	79,663	9.7	2.1	2.5	4.6
Dグループ県平均	1,884	389,861	1,057,947	562	111,667	27,135	30,842	57,977	174,644	11.0	2.6	2.9	5.5
E・Dの平均	1,449	275,829	766,167	529	89,104	17,978	21,156	39,134	119,238	10.5	2.3	2.8	5.1
沖 縄	639		398,000	424	47,600		6,350	6,350	53,950	12.0		1.6	1.6

注 (1) 名土分資料中県民所得関係資料は「国民経済計算昭和42・8 No.17」(経済企画庁経済研究所編)によつた。
 (2) 本土分資料中国税は「地方税制参考資料集」大蔵省主税局編昭和42・3)中の調整国税を用いた。
 (3) 本土分資料中地方税は「地方財政統計年報」(自治省昭和42・3編)によつた。

6-9

4/6
4月6日

床次総務長官に対する要望

1969年4月6日

沖縄市町村会

施政権返還に関する要望

沖縄が祖国から切り離され、米国の支配下におかれてからすでに24ヶ年が経過した。その間われわれ県民は機会あるごとにあらゆる方法で祖国復帰の早期実現を訴えつづけて来たのであるが、極東の緊張を理由に、県民の切実な要請は無視され、今なお異民族支配の下に犠牲を強いられている。

現在、沖縄はベトナム戦争の補給基地と攻撃の前戦基地としての役割を背負われ、B52戦略爆撃機の常駐による爆発事故、原潜寄港による放射能汚染、民家への燃料流出や爆音等の基地被害が続発し県民は生命財産を脅やかされている。たとえ如何なる理由にせよ県民にこれ以上犠牲を強いることは決して承服できない。

佐藤総理はさきの来沖に当り、沖縄の復帰が実現しない限り、日本の戦後は終らない。沖縄の祖国復帰が速みやかに実現するよう努力すると発表し、われわれ県民に明るい希望を与えた。しかし、1967年11月に行なわれた日米首脳会談に際しては両3年以内に返還のメドをつけるというに止った。沖縄県民は過去24ヶ年、軍事優先で基本的人権すら保障されない異民族支配から、日本人としての平和な生活は日本国憲法の下でしかありえないと確信しており、これ以上異民族支配下におかれることは我慢できない。

よって本土政府は▲秋に予定されている日米会談において、この切実な県民の願いが1970年度内に実現できるよう強く要望する。

沖縄県民の国政参加に関する要望

沖縄県民が日本国民であり、沖縄が日本の領土であることは否めない事実であり、県民が日本の国政に参加することは、ごく当然の権利である。

われわれは、これまで機会あるごとに国政参加の早期実現を日、米、琉政府に対し訴えつづけてきたが、その極めて当然の権利は無視され、いままゝ実現されていないことは決して承服できない。

1967年11月の佐藤、ジョンソン会談のあと佐藤首相が「沖縄返還のメドを両3年でつける」と発表して以来本土国会において沖縄問題が重要課題として論議されるようになった。

また、日米琉諮問委員会においても沖縄県民の国政参加問題が検討されるようになり、県民は、これが早期実現を確信している。

よって日米琉政府は、沖縄代表が本土の国会議員と同様の資格を有する国政参加の早期実現を図るよう強く要望する。

B52 戦略爆撃機の即時撤去と原潜寄港
の中止に関する要望

去る11月19日未明嘉手納基地内で起きたB52戦略爆撃機の墜落による爆発事故と12月2日に起きた同型機の不時着事故はわれわれ県民に戦争の恐怖と生存に対する不安を与えている。系統上は人命の被害なし。

また、那覇軍港やホワイトビーチへの相つぐ原潜寄港によつてコバルト60等の放射能が検出され、県民の日常生活と生命に恐怖を与えている。

われわれ県民はこのような生命財産に対する恐怖と不安をなくすため、あらゆる機会にB52の撤去要求と原潜の寄港中止を訴えつづけた。立法府における決議、各市町村議会での要求決議と本土政府に対する要請のための院代表県民代表の派遣がなされた。

この県民の熾烈な要求は無視され、今なおB52の常駐と原潜を寄港させていることは絶対に承服できるものではない。

よつて、本土政府は沖縄県民の生命財産を守るため、B52戦略爆撃機の即時撤去と原潜寄港の即時中止を米国政府に強く申し入れるよう要望する。

市町村道、農道および河川の潰地補償に
関する要望

戦時中あるいは終戦処理の過程において、日本軍、連合軍もしくは行政官庁によつて拡張、または新設のため、市町村道、農道に編入された道路及び河川の潰地が、現在までなんらの補償もされずに放置され、関係地主に対し大きな損害を与えている。

現在、軍用道路として接収された土地に対しては、講和発効後1952年以降その使用土地に対して地料が支払われており、さらに政府道の潰地に対しては、これらの関係地主の要望に応え、支払いがなされることになっており、関係地主に明るい希望を与えている。

ところが、市町村道、農道及び河川などの潰地に対する補償は現在の貧弱なる市町村財政では、到底これが補償ということは考えられない。

このような事態は、終戦処理が沖縄においてなんら考慮されなかつたことに基因するものであり、祖国政府はこの現状を考慮され、市町村段階における公共用道路、河川の潰地に対して、特別な財政援助の措置を講じられるよう要望する。

～参考～

市町村道、農道及び河川潰地の概要

地区別	市町村道	その他道路	河川	合計
南部	566,573坪	105,578坪	34,209坪	706,360坪
中部	328,030	185,468	45,127	558,625
北部	401,591	392,990	24,530	819,111
計	1,296,194	684,036	103,866	2,084,096

市町村財政強化のための財政援助の
増額に関する要望

沖縄の市町村財政の現況は基礎的民主行政の前線であるべき、地方自治体にはほど遠く、住民の希求する行政を行なえない状態であり、諸施策の抜本的整備改善が急務である。

われわれはその現況打開のため琉球政府に対し市町村交付税の大巾増額を要請し続けたのであるが、琉球政府の限られた財政では到底不可能で、本土政府よりの財政援助の増額以外にその打開策はない。そのためわれわれは機会あるごとに増額を訴えたのであるが、昭和44年度の援助額はわれわれの期待とはほど遠い額となつた。

本土政府は先の佐藤・ジョンソン会談の具体策として本土と沖縄の一体化策を打ち出し、沖縄においても、その施策に則つて復帰体制作りがなされているが、復帰時に混乱をなくするには自治体を強化し、行政水準を本土並みに引き上げることを最優先施策とすべきと思慮する。

よつて本土政府は、自治体を強化し復帰体制を整えるため、市町村財政強化費の大巾増額を図るよう要望する。

都市計画事業に対する技術財政援助に関する要望

沖縄における都市計画の現況は1953年8月、都市計画法が制定され、那覇市外10市町村が指定され各市町村とも計画的な街造りが進められている。しかし、沖縄の都市計画法は殆んど本土法（旧法）を踏しゆうしたものである。現在、都市計画法、都市公園法、下水道法等が制定されているが、土地区画整理法等の都市計画の制度的根幹ともいべき制度はなく、施設整備も遅れている。

本会では都市計画推進のため、琉球政府に対して (1)都市計画関係法の整備強化、(2)都市計画事業の年度区分の明確化、(3)交通施策の強化と公害対策等について要請したのであるが(1)(2)については立法準備中で、(3)については政府財政が貧困であるので、日米両政府に対し資金の援助を要請することであつた。

近時車輛の激増によつて都市交通はマヒ状態となり、通勤、商活動に支障をきたし、また人命尊重の面からも、交通施策の強化は急を要する問題である。

よつて本土政府は、沖縄の都市計画事業推進のため同事業に対する技術及び財政援助の^{強化}実現を図るよう要望する。

1969年4月5日

国務大臣総理府総務長官

床 次 徳 二 殿

陳 情 書

琉球工業連合会
会長 具志堅宗精
沖縄中小企業連合会
会長 外間政恒

1969年4月5日

国務大臣総理府

総務長官 床次 徳二 殿

琉球工業連合会

会長 具志 賢 宗 様

沖縄中小企業連合会

会長 外間 政 恒 様

印 小 合 小

沖縄全島特産品業者の考慮するお土産
品携帯枠の問題点について(陳情)

毎年観光客の増加に伴い観光産業も漸次発展の傾向をたどっております。只今では沖縄の二大基幹産業の一つであるバイン産業の年収1500万ドルを追い越し、約2400万ドルという弗を獲得(1967年度観光協会調査)しており、1968年度は67年度の入域者数11万人を遙かに超過する15万人という数字を示しております。この15万人の沖縄におけるドル消費を見ますと下記の通り平均216ドル消費するものと思われ、216ドル×15万人=3240万ドルという数字になります。これは砂糖の4000万ドルに迫るもので、しかも年々3割方増加するものと見られており、観光産業が前途有望なる産業であることは論をまたないことであります。

観光客一人当りドル消費額(滞在2泊3日とする)

土産品	\$ 110 (51%)	宿泊費	\$ 37 (17%)
遊興費	\$ 28 (13%)	外食費	\$ 15 (6%)
交通費	\$ 9 (4%)	その他	\$ 19 (9%)
合計	\$ 216		

以上の通りであります。ここで注目しなければならない事は一人当りの消費額が216ドルという事で、この消費金額をもつと増大できないものかという事でありませぬ。

観光入域者数の増加のみに執心する余り観光客の消費金額の増大に目を外らしてはならないという事でありませぬ。この消費金額の増大こそ政府はじめ我々企業者が前向きな姿勢で取り組み、大いに努力すべき事柄だと思ひます。今までに外国産品を含めたお土産品の拡大はあつたかも知れませんが、何しろ外国産品に対しては本土政府大蔵省としても国内業者との兼ね合いから見て仲々実現できない立場上から、お土産品の拡大施行を許可されておられません。それではお土産品拡大はどうにもならないものなのかと言う事になりますが、次の通りの折衝方を県民と共に行動する情熱の人屋良主席又は、学識ある屋良施政を代行する通産局長が直接本土政府大蔵省と折衝すれば、お土産品拡大も必ず実現出来るものと思ひます。そしてこれが実現されれば近來にない沖縄観光界の大ヒットとなり、ドル獲得も一挙に増大されますので宜しく前向きな折衝方をもつて、一日も早く実現して下さいませぬより切にお願い申し上げます。

大蔵省への陳情要項

1964年4月1日、日本国税開発庁では、沖縄からのお土産品を次の様に決議しております。即ち沖縄産のお土産は5万円(\$140)迄は免税、外国産は2万円(\$55)迄免税、その他酒類、香水、時計、煙草の数量による免税基準を施行しました。このうち問題点となるところは

- ① 大蔵省は700ドルまでの持ち出しを許可しながらお土産品の本土持ち込みは200ドル位の免税基準しか認めておりませぬ。この免税基準があるために、折角の700ドルをどうせ全部は使えないものと諦めて最少限のドルしか持つてこないといい事でありませぬ。例えば日琉両政府が経済一体化の方針を叫ぶなら何故南西諸島物資である沖縄特

産品の皮革、サンゴ、ベツ甲、紅型、漆器陶器、その他を5万円ですのまゝにしているのか、1964年以降の沖縄特産品の開発は、種類、品質、数量ともに泡盛と漆器のみしかなかつた基準枠施行当時とは比べものにならない程増加しております。サンゴの近海発見、紅型の企業化、皮革需要の高まりなど当時の基準ですのまゝしぼられているのが不思議な位であります。

こゝにおいて特産品の発展に見合うような免税枠を早急に改めなければ沖縄の産業は速からず曲り角に追い込まれる事になるでありません。

② トランジット、ビザで入城する短期旅行者に対しては泡盛及び沖縄タバコに対する特例の他に2万円までの免税金額が認められているけれども、沖縄特産品については沖縄旅行者と同様の免税枠を考慮していただき度い。

③ 以上を考えると、大蔵省は700ドルの持ち出し枠を許可しながら約200ドルのお土産枠を施行しているので①でも述べた通り、せめて沖縄の特産品だけでも経済一体化の建て前からしても、大蔵省当局はお土産枠の拡大を認めざるを得ないであります。そうすれば沖縄全島のお土産業者が約2倍の売り上げ増加となり、政府当局のどんな援助もこれに優るものはないと信じます。こゝで強調したい事は、観光入城者数は本土国民の経済レベルと密接な関連があつて、徐々にしか増加しないから時勢を待つよりほかないけれども、まだ本調子でない観光沖縄が、一挙にその歩を進める捷徑は、観光客の持つて来る金を、より以上に吸収するにあると思われまふ。これからして、お土産枠を拡大し、一人当り消費金額を増加せしめることは、今まであまり取り上げられなかつたことから見ても、沖縄の観光産業の盲点であつたと言えましよう。

一人当り消費金額の倍増は観光入城者数の倍増にも匹敵するものと

思います。これは今のまんの基準枠で年月を重ねた場合に何年かゝつて獲得できる金額でしょうか。折角の南西諸島物資指定品目という保護措置を生かすには、700ドルの持ち出し枠全部買つても免税でなければならないと思いますが、政府当局におかれては如何お考えでしょうか。

以上いろいろ申し述べ、煩わしいこととは存じますが、全島内観光企業者のためにも又ドル獲得の倍加ということからも、特に実行力ある通産局長に我々島内各種お土産企業者全部が大いに期待しており、単に業界のみの問題でない事を最後に念の為申し添え、よろしくご考慮下さいますよう伏してお願ひ申し上げます。

水産団体要望事項

目録

- (1) 漁港施設の援助について
- (2) 漁船建造資金の財政援助拡大について
- (3) A重油の供給及び系統機関(漁運)の取扱について
- (4) 大型冷蔵冷蔵庫の建設補助について
- (5) 水産研究機関の充実化について
- (6) 以西底曳網漁業の操業について

社団法人琉球水産協会
会長 山川 宗道

琉球漁業協同組合連合会
会長 渡嘉敷 浩三

水産団体要望事項

本土政府におかれましては、沖縄の水産業の振興施策について画期的経済援助の実施について種々御検討なされ、近年本土政府の物心両面の援助がとみに増大されて来たことは誠に感謝にたえない次第であります。

しかし乍ら本土の各県の水産基本施設の充実をまのあたりに見て、わが沖縄の水産業の基本施設が皆無の状態であり、格段の格差があるのであります。この格差是正はひとり沖縄住民の努力のみでは如何ともしがたいので御座います。

したがって本土政府に対しては機会ある毎に格差是正の要望を致して参つて居ります。最近とみにたかまつて参りまた施政権返還問題に関する本土との一体化が推進されつつあり、われわれ水産界も大いに関心を寄せて居ります。ここに本土との一体化施策が早急に実現されるよう業界は大いに期待しているところで御座います。

申す迄もなく水産業の格差是正に関しては経済面に対する諸施策が最も肝要だと存じます。

これら水産団体から提出された問題点や一体化施策に関連しての要望事項の大筋をとりまとめて申し上げます。

記

(1) 漁港施設の援助拡大について

漁港基本施設の整備は水産業の振興策として最も緊要な課題であるが、琉球列島の指定漁港(泊・糸港・あわ瀬・平敷屋・許田名護渡名喜池間久松佐良浜波照間久部良石垣仲里・港川)の漁港設備計画による修築事業は約10,835,209弗を要すると言われるが、達成率はわずかに13.39%であり指定漁港15ヶ所の漁港修築事業が遅々として進まず、台風等不利な条件から発生する漁船の災害は甚大であり漁家経済発展に大きく支障をきたしています。

特に業界が最も待望していません那覇市の泊漁港の修築事業の補助は近年漁業の生産形態が改善されて漁船の大型化及び隻数増加により、全琉在籍漁船275隻の50.1%、保有総トン数18,933トン19の75.3%、即ち138隻(14,316トン32)を保有し那覇市は最大の漁業根拠地となっているが、これら漁船はすべて那覇、泊商港の一部を使用しているため、漁船用パースの確保等に支障をきたし、漁業経営上すこぶる困ばいしているため漁業生産の拡大をはかるため泊漁港の修築事業は緊急となっています。これら指定漁港の修築事業については、国策的推進事業として本土政府の特別財政援助をもって早期に実施してもらうよう懇願します。

(2) 漁船建造資金の財政援助拡大について

沖縄における動力漁船の勢力は、現在遠洋まぐろ漁船65隻(11,963トン37)、近海漁船208隻(5,162トン75)で漁業規模は、遠洋まぐろ漁業、近海まぐろ漁業、かつお漁業、深海一本釣漁業、サンゴ漁業、底曳網漁業等であり、漁獲生産高29,000トンを示している。これら操業漁船の大半が10年を経過した低能漁船でしめており早急に高性能の漁船建造が必要とされているが、漁業経営者は蓄積資本及び担保力の弱少等によって賜設の商業金融機関から漁船建造資金の借入について、個々の制約を受けて漁業開発、及び漁船の省力化に支障をきたしているため、水産業者が、長期低利で、漁船建造資金等の融資を受けられる系統機関(農林漁業中央金庫)の水産資金量の拡充強化が業界において切望されていますから本土政府の特別財政援助をもって水産金融の改善をはかり、年次計画をもって、大型漁船の建造促進ができるよう懇願します。

(3) A重油の供給及び系統機関(漁連)の取扱いについて

沖縄における燃油事業は米国民政府の管理事業でその販売は琉球石油株式会社の一手中売となっている。従来価格並びに販売組織については大いに論議され、現在第一次産業

関係は免税の特恵価格措置がとられているが日本本土に於けるA重油(B-892マリン油)に比較すると高値である。漁業経営に於いて燃料費の占める比重は、かつお漁業の場合57%、まぐろ漁業43%、その他の雑漁業(5トン未満)24%の高率を示し、零細な沖縄の漁業経営者にとっては漁業経営を節減し、基盤の安定を図る上から、低廉なA重油の使用は最も必要な事である。又沖縄の漁船機関はすべて、日本製であるので、本土の漁船が使用している燃油即ちA重油が最適である。更に本土に於いては漁業用燃料が系統機関で取扱われ、経営基盤の安定、組織強化の要素になっている。沖縄に於いても本土と同様、漁業用燃料は系統機関(漁連)で取扱う計画である。以上のようにA重油を沖縄に供給販売することは、漁業経営の低減による漁業経営基盤の安定、更に系統機関の経営安定、組織強化、ひいては沖縄漁業発展に最も大きな力になる。本土政府は全漁連が取扱っている系統燃油の供給販売を、沖縄にも適用出来る措置を講じてもらいたい。

(資料)

A重油とディーゼルの価格比較

区分	本土	沖縄	備考
	A重油	ディーゼル油	
価格	28円33仙	47円	

- (註) (1) 1968年10月現在調
 (2) 単位はK/L
 (3) 本土価格は焼津港仕入の特恵直(免税ナシ)
 (4) 沖縄価格は泊港仕入の特恵免税値

(4) 大型冷凍冷蔵庫の建設補助について

沖縄は大小幾多の島嶼から成りその主体漁業は釣漁業である大型冷凍冷蔵庫の建設は各島における漁業生産物の集荷保管による流通対策並びにシラマの一括購入によるシラマの確保と管又はシラマ対策としての島内産シラマ魚の集荷保管によるシラマ対策として最も必要なものであり。業界としては再三政府にその建設方を要請してきたが未だに実現できぬまま今日に到っているそのため魚価の変動は激しくシラマは本土のシラマ漁が悪くて年々値上りの傾向にあり補給策を講じようにも保管施設がない実情にあるから本土政府は当沖縄における魚価の安定とシラマ確保に対する助成策として那覇近郊に大型冷凍冷蔵庫の建設を政府財政により援助してもらいたい。

大型冷凍冷蔵庫の収容能力
凍結30屯 冷蔵2,000屯

(5) 水産研究機関の充実強化について

当沖縄の水産業(漁業製造加工養殖)が余り進展し得ないのは唯一の水産研究機関である琉球水産研究所の内容が貧弱なため水産業に対する研究が遅れ確たる研究資料の調整が出来ず水産業の推進育成策の樹立が出来ないことにある。水産研究機関の充実強化は沖縄水産業の育成発展を推進させるために最も重要であるから本土政府財政の援助により水産技術員を2.3年長期間派遣して沖縄水産業の調査研究に取り組んでもらい研究資料を調整して水産業の育成発展策を確立させてもらいたい。

(6) 以西底曳網漁業の操業について

1. 以西底曳漁業については、資源量と関連して、本土政府では減船等の行政措置をとっておられるが、このようなとき、同一漁場に、沖縄の底曳船が操業することは、全く申訳ない次第であります。しかし沖縄の現状からみて、遠洋漁業といっても、かつお、まぐろ漁業以外にわれわれの力で可能なものは底曳漁業しか考えられないのであります。よつて、沖縄の漁業振興上特別の御配慮により例えば、以西底曳漁船を、北洋その他に転換させる等の処置を講じ沖縄の底曳漁船が既に起業認可を受けている12組の線まで操業ができるようお願いしたいのであります。

2. 日本を以西底曳関係者は、(1)沖縄が日本復帰をした場合に沖縄の底曳漁業者は、日本の提げい先の会社に漁業許可を、権利として高い値で譲渡する計画であろうとか。(2)現在沖縄の底曳業者は単なる名義貸して、実質的には、日本の業者が経営しているから、沖縄の漁業振興のためにならぬとか、色々理くつをつけて反対しているとききます。(1)については、沖縄の業者(現在4社で5組経営中)は沖縄が日本復帰して行政が一体となつても、底曳の許可は決して提げい先の会社に承継しない、若し違反した場合は、許可を取消しても異議ない旨の一札を行政主席に入れて誠意を示しており、利権あさが目的であるなどとする中傷は、あたらないのであります。(2)については、底曳漁業が、沖縄では新しい漁業であるため、漁業技術のほか、漁獲物の販売面に至るまで、日本の業者の指導援助を受けなければならぬ実状であります。そのために、誤解を受けやすい点もあるが、しかし若しこのような不心得者がいたら、琉球政府の責任において、許可の取消し等処置するであろうし、また日本に復帰した場合は勿論、現在でも日本政府においても、その適否を充分調査して頂きたいのであります。充分な調査も行わず、一部業者のむしろ感情的ともいえる言動に左右されているやに、感じられるのは残念であります。

3. 沖縄の底曳船の乗組員は、本土の船員不足の折から、沖縄船員に代える。という日本業者の主張は、事情はよくわかりませんが、経営上、技術経験のある本土船員の乗船は、当分の間は不可欠であります。もちろん各社とも沖縄漁業者を訓練して漸次本土船員を減らすようには努力しています。もつとも、沖縄からは、毎年数千人の若い者が、本土に就職しており、かつお、まぐろ等の漁業労務者も、かなり出かきしているの、沖縄でも船員不足は深刻化している実情にあります。全体的にみて有無相補う関係にあり決して一方的でないであります。

4. 日本の底曳関係者は、沖縄の底曳船の漁獲はすべて一旦沖縄に揚げる。と主張しておられます。しかし漁獲物を入れて輸出しては、鮮度も落ちまた一部の魚類は住民の好みにあわないので販売できません。昨年、沖縄の水産物の輸出入状況は、約172万円の輸入超過であります。底曳船やまき網の漁獲物がリーシーやかんづめになって本土から輸入されているのであります。われわれは正規の貿易手続をとって、漁場から直接輸出しており、この主張は一方的で沖縄の底曳業を圧迫するものであります。

5. 要するに、沖縄の水産業をもっと助長するために底曳漁業の振興を温い同胞愛で育てて頂きたいのであります。本土側の上記の反対意見や御主張は、この漁業がもつと沖縄に根をはやして成長すれば、自ら解決できる問題であり、願わくば、もつと隣国をお貸し願いたいのであります。

総理府総務長官に対する

陳情書

① 沖縄県庁
② 沖縄県庁
③ 沖縄県庁
④ 沖縄県庁
⑤ 沖縄県庁
⑥ 沖縄県庁
⑦ 沖縄県庁
⑧ 沖縄県庁
⑨ 沖縄県庁
⑩ 沖縄県庁

社会福祉法人 沖縄社会福祉協議会

沖 社 協 第 177号
1969年4月6日

総 理 府 総 務 長 官
床 次 徳 二 殿

社会福 沖 縄 社会 福祉 協議 会
社 法 人 会 長 具 志 堅 宗 精

社会福祉に関する諸問題の要請について

本土政府援助による本土との格差是正は1昨年11月、第二次日米首脳者会談に基づく共同声明の発表以来、本土との一体化推進をスローガンとする政策目標に副うていつその努力を傾注しておりますが、これに伴ない沖縄における社会福祉に関する重要な諸問題を下記のとおり要請書を提出致しますから、これが実現について格別のご尽力を賜われますよう別紙を添えて要請します。

記

1. 医療保険制度の皆保険への移行実現について
2. 社会福祉活動指導員設置費の交付適用について
3. 重症心身障害児の収容施設の設置について
4. 県民福祉会館の建設について

一、医療保険制度の皆保険への移行について

懸案の医療保険制度は、一部被用者を対象とする現金給付方式がとられ、ようやく昭和41年10月付で実施のはこびとなりました。

しかしながら同制度は、住民が切望とする皆保険制度とはうらはらに、法の適用を必要とする零細企業従事者や農漁民を除外した一部被用者を適用するという実施方法がとられ、本来の住民皆保険をたてまえとする理念からは、およそかけ離れた措置として甚だ遺憾でなりません。琉球政府立法院でもこの非を認め、昭和45年までには皆保険に移行すべく目下その準備が進められつつあると聞いております。

ところが、医療保険実施以来、2年余を経過したにも拘わらず、保険財政上、或いは運用面の問題からはたして昭和45年をメドに皆保険への移行が可能か、どうかといった点で問題となつているのが実情であります。

こういつた見地から、皆保険移行の実現については関係者はもとより、住民総意の念願でもありますので、これが実施について、日本政府の格別のご配慮を賜われますよう切にお願ひ申しあげます。

二、社会福祉活動指導員設置費の交付適用について

本土各都道府県においては、国が社会福祉協議会活動の効果を確認し、国庫支弁により福祉活動指導員設置費として、

各都道府県へ補助金が交付され、その目的達成に大きく寄与しておりますが、沖縄にはいまだにこれが適用に至っておりません。

つきましては、立ちおくれをみせている沖縄の地域福祉活動推進のため、本土政府援助の中にぜひ社会福祉指導員費を計上して下さるよう強く要請します。

三、重症心身障害児収容施設の設置について

沖縄には約 500 人の重症心身障害児がいると推定されていますが現在、これの援護措置として特別児童扶養手当制度があるだけで、その他の施策については、ほとんど皆無にひとしいというのが実情であります。ちなみに本土では、53カ所の施設に約 4,600人が収容されそれに適した福祉措置が講ぜられております。

そこで、沖縄におけるこれらのかえりみられない重症心身障害児福祉対策として下記のとおり重症児の収容施設を設置して下さるよう特別なご配慮をお願いいたします。

記

1. 重症心身障害児の福祉対策はまず、収容施設設置が急務であるので早急に重症心身障害児収容施設を設置してもらいたい。

一九六九年四月六日

施政権返還に関する要請

沖縄県祖国復帰協議会



即時無条件全面復帰に関する要請

百万県民がその意志に反し、祖国から分断されアメリカの支配下に放置されて二十四年目を迎えました。

一九五六年わが国が国連に加盟した時点において、対日平和条約第三条によるアメリカの沖縄支配は国連憲章にてらすでに無効であります。

更に国連における諸誓言決議又世界人権誓言にてらし不法不当であります。

アメリカの軍事優先支配は、土地接収、黙認耕作地の取り上げ、米軍人軍属による兇悪犯罪、軍事演習による人命財産に対する加害、B52、原潜、核兵器等による絶望的な被害の不安等、生命と財産はいちじるしく脅かされております。

第二次世界大戦で未曾有の戦禍を受け、更にその結果としての沖縄の現状を見つめて来た沖縄県民は戦争を否定します。

しかし乍ら、アメリカのベトナム侵略戦争の中継、補給、発進基地として沖縄が使用され、就中、B52、原潜等が直接発進することに激しい怒りを覚えております。

沖縄県民は以上の事どもを政府に対し、県民の意志にそう解決方を強く要求して来たのであります。政府は一顧もあたえず国民無視と評する外なく強く抗議の意を表します。しかし乍ら根本的に解決し、平和を確立するには国民主権主義、基本的人権の尊重、平和主義の三大原則をかかげる平和憲法のもとに即時無条件全面復帰することを決意しています。このことは去る三大選挙の結果が如実に物語っております。

このように県民の意志に反して政府は、国会答弁に見るよう沖縄の返還について「核つき、自由

使用」の態度が見えることは、日本の核武装、再軍備に連がるものであり、甚だ遺憾であり、絶対反対であります。

今年六月には外相、十一月には総理自ら沖縄問題をひっさげて訪米されることとありますが、沖縄県民の意志を十二分に汲み取られて折衝されるよう強く要求致します。

復帰に際しての経済問題は県民の生活に直接つながるだけに、国の責任において策定されて然るべきであり速やかに県民の前に明らかにされることを求めます。

以下祖国復帰に対する復帰後の基本的態度と当面する要求事項を申し上げましてその責任において速やかに解決して戴くよう強く要請致します。

祖国復帰に関する基本的な態度

一 対日「平和」条約第三条の撤廃

アメリカの沖縄占領支配は、日本の真の独立と平和を犯すものであり、その統治の根拠としてゐる対日「平和」条約第三条は、民族自決と主権平等の原則から世界人権宣言および国連憲章に背反する無効なものである。従って、国際条理に反する不当な「条約第三条」の撤廃を要求します。

二 日本国憲法の適用

日本国民である百万沖縄県民は、当然に日本国憲法の適用を受けて日本国民としての諸権利を保障されなければならない。憲法の完全適用は祖国復帰について重要な課題であるから、直ちに憲法適用を要求します。

三 軍事基地撤去

アメリカの沖縄支配の主目的は、軍事基地の排他的自由使用と社会主義諸国に対する攻撃を目標とするものである。とりわけ、ベトナム侵略戦争の前進基地として使用し、中国封じ込め政策をはじめ米韓、米台、米比、アンザスなど各軍事条約の要石となし、日米安保条約を含むアメリカの極東戦略の重要な拠点をなしている。

過去二十四年におよぶ県民に対する基地被害は、はかり知れない程の生命財産を奪い、B52の爆発によって核の脅威は県民の生命を瞬時にせん滅つせんとしてゐる。また、国会における佐藤総理の答弁は、沖縄の「核つき基地自由使用」返還を画策するものであり、第二次大戦の悲惨を知っている県民に、四たび犠牲と差別の十字架を背負わそうとするものである。

従って、沖縄百万県民は軍事基地の全面撤去を要求します。
四 日米安保条約の廃棄

日米安保条約は、社会主義諸国を攻撃目標とし、とりわけ中ソを仮装敵国として規定した侵略的攻撃的目録をもったものである。また、この条約は沖縄の核つき基地自由使用「返還を許す日本国憲法に背反する条約であることはいりまでもない。われわれは、日本国憲法前文並びに第九条によるわが国の安全と生存に関する規定に基づいて戦争を否定し、日米安保条約の廃棄を要求します。

当面する問題

- 一 主席権限を拡大すること
主席の行政権限を確立し、祖国復帰をはじめ民主的諸施策の遂行に大きな支障をきたしている高等弁務官の拒否権を廃止すること。
- 二 立法権の制約撤廃と権限の拡大
立法院の立法権を確立し、民主的法令の制定とその実施を確保するため、高等弁務官の立法停止および布告、布令の制定権を放棄させること。
- 三 布告、布令の撤廃
戦時占領法規である布告、布令、指令および米国民政府書簡政治の一切を全面撤廃させること。
- 四 米軍人、軍属に対する裁判権および捜査権の民移管
米軍人、軍属の犯罪に対しては、現行犯の逮捕以外に捜査権も裁判権もない。また、軍事裁判の結果も公表されず、そのため、米軍人、軍属の犯罪は兇悪化している。このような治外法権を

直ちに廃止させること。

五 日米琉諮問委員会制度の撤廃

日米琉諮問委員会は、高等弁務官の権威を政治的に高める効果を狙ったものであり、それは、日本国民の尊厳を著しく傷つけ、アメリカの不法、不当な支配を合法化する役割りを果たすものである。従って、同委員会を直ちに廃止するよう要求します。

基本的人件の保障と諸権利の確立

- 一 国政参加の実現
沖縄県民が、日本国憲法の適用を受けることはいりまでもない。従って、日本国民としての権利を保有しており当然に公職選挙に基づく国政参加を直ちに実現するよう要求します。
- 二 渡航制限の撤廃
自国内を旅行するのに、アメリカの許可を強要されることは不当極まりないことである。このような不当な渡航制限を撤廃させること。
- 三 船舶の国旗掲揚の保障
沖縄の船舶は、日の丸と三角旗を併揚するため国籍不明の船舶とされ、県民の生命と財産が危険にさらされている。また、日の丸と三角旗の併揚は日本の国威を著しく侮辱するものであり、従って、日本政府は直ちに国旗の完全掲揚と外交保護権を行使するよう要求します。
- 四 国内の民主的諸制度の適用
恩給、遺族年金法など、本土法令が一部適用されているが、その他、国内の民主的諸制度を適用拡大するよう要求します。

差別的植民地政策の撤廃

- 一 国県有地や琉銀、公社など民移管
アメリカは、国県有地をとりあげて利益を得ており、琉銀五一系の株をにぎり、アメックス、BOAと共に沖縄の金融経済を支配している。更に水道公社、電力公社、カールテックス、開発金融公社などをアメリカ民政府の下部機関にして莫大な収益を得ている。従って、このような植民地的搾取を撤廃させ県民の財産と利益を守るよう要求します。
- 二 ドル通貨を撤廃し、日本円通貨の実現
アメリカは、県民の意に反してドル通貨を強要している。われわれは日本国民としてこの上ない屈辱である。また、祖国復帰の前にドルを日本円通貨に切り換えることは、復帰に際しての沖縄経済の混乱をなくすることとなる。従って、その実現を要求します。
- 三 税制度の属地主義と社会保障制度の確立
税法が布令と民法の二本建となっている。このような植民地的税制度を撤廃させて属地主義をとるべきである。

更に、社会保障制度の整備拡充が重要である。従って、これらの実現を要求します。

四 県並み財政の処置

「琉球政府」の事務の半分以上は、国家事務である。従って、国家事務に要する経費や本土県並みの財政支出は日本政府が負うべきである。

また、現行の「援助」は立法院の予算立法権を著しく侵害し、諸施策の遂行に大きな支障となっている。そのため、琉球政府に対する「援助」は交付税方式に改め、財政措置に関する臨時措

置に関する臨時措置法を早期に実現するよう要求します。

五 沖縄の農林漁業の育成

復帰に関し、沖縄の農林漁業の保護育成を日本政府の政策として遂行するよう要求します。

復帰時点及び復帰後の平和経済の確立

- 一 五万余の軍雇用者を主として、基地経済に依存せざるを得ない県民は年々多くなっている。基地経済からの脱却及び復帰に関し、県民の生活の不^安をなくするよう日本政府の完全保障を要求します。
- 二 軍雇用者に対する離職者等臨時措置制度を直ちに実現するよう要求します。
- 三 日本政府の戦争責任として、長期展望に立つ沖縄経済の再建と平和的改造を目指した具体的政策を樹立するよう要求します。
戦争に反対し、平和を要求する。
- 一 アメリカの土地とり上げ反対します。
- 二 一切の軍事演習に反対します。
- 三 自衛隊の来沖に反対します。
- 四 B52および一切の核兵器の撤去を要求します。
- 五 原子力潜水艦の寄港に反対します。
- 六 一切の軍事基地撤去を要求します。

興 情 書

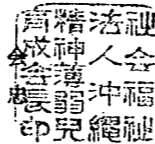
社 会 福 祉 法 人

冲 繩 精 神 薄 弱 者 育 成 会

1969年4月6日

総務長官 床 次 徳 次 殿

社会福祉法人
沖縄精神薄弱者育成会
会長 東 江 誠



沖縄の精神薄弱対策に対する
援助方について(陳情)

沖縄における精神薄弱問題は昭和33年に初めて1学級の特殊学級が設置されたのがはじり、昭和43年7月現在で特殊教育の分野では特殊学級が172学級(小学校46学級、1523人中学校26学級275人)、養護学校1校(中等部16学級167人、高等部2学級26人)、福祉の分野においても施設としては精神薄弱児通園施設2(分園を含む、130人)、精神薄弱児施設は独立施設はないながらも養護施設に精神薄弱児寮(30人)が附設される等10年間に大きく進展いたしました。

このことはとりも直さず本土政府のご指導と経済援助の賜ものであります。

しかしながらお本土の格差は著しく、施設の数においても本土の平均数50%に達したばかりであり、制度の面においても精神薄弱者福祉法が制定されてない等、本土の心身障害児(者)対策が日進月歩を示しております。その格差是正は急を要するものと思料されます。

幸いに本土政府の一体化政策が強力に推進されております。今日当法人といたしましても琉球政府の施策をバックアップし一体化政策の早期実現を促進してまいりたいと存ずるものであります。

つきましては当法人として早急に実現したい下記項目について本土政府のご援助を仰ぎたく存じますので格別なるご配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

記

(1) 重症心身障害児施設設置援助方について

沖縄における重症心身障害児の実態調査がなされていないので詳らかではないが、沖縄し体不自由児協会並びに沖縄精神薄弱者育成会の巡回相談結果からまとめて500人と推計される。

これらの児童に対して特別児童扶養手当法が1968年/月施行されたことによつて経済福祉の措置がなされるようになってはいるものの、これら児童を抱えた人々は重症心身障害児施設の設置を強く要望している。特に共働きの家庭等にあつてはその保護が充分でなく福祉をそ害する結果となつている実状にあるので、本土政府援助によつて重症心身障害児施設を設置していただきたい。

なお、沖縄の地理的条件から本土の施設に措置してもらうことが不可能であることも沖縄に重症心身障害児施設が設置されなければならない理由と考えられる。

(2) 精神薄弱児通園施設設置援助方について

従来琉球政府の長期計画に従つて精神薄弱児通園施設を全沖縄の5福祉地区に設置すべく民間社会福祉事業団体をして推進しておりこの計画のもとにすでに南部地区(那覇を含む)に1施設(定員100人)八重山地区に1施設(定員30人)を設置し、また日琉両政府の援助で今年中部(具志川市の予定)に施設を設置する予定である。

このことは児童を保護者のもとから通わせることによつて

独立自活に必要な知識技能を習得させることが児童福祉の理念から最も望ましいものであるとして計画されているものである。

よつて年次計画により沖縄の宮古、北部の両地区にも精神薄弱児通園施設を本土政府援助により設置していただきたい。

(3) 沖縄中央育成園更生寮設置援助方について

精神薄弱児通園施設並びに特殊学級を卒園又は卒業して生産社会へ参加ができないものの数が多いにも抱らずそのアフターケア対策がなされてない現状において卒園、卒業後就職不可能なものを精神薄弱者更生施設で短期訓練(作業訓練)し、生産社会へ参加(独立させる)させる必要に迫られている。

そのノ例として沖縄中央育成園では1968年に10人、1969年に13人卒園させましたが、その内就職又は就職可能とされているものが6人にすぎない。

また満15歳以上のものを更生施設の対象とすることによつて通園施設、精神薄弱児施設在園中のものを措置変更はきることからその分だけ児童施設の処遇の回転を早めることができる。

更生施設は地域に分散する通園施設からの入所も考慮して収容施設として設置していただきたい。

沖縄における精神衛生対策の現状

1969年3月1日現在

沖縄精神衛生協会 資料

1. 患者数 24,960人(推計)

1965年11月1日現在で厚生局が実施した精神衛生実態調査の結果によると、沖縄における精神障害者の有病率は人口1000人に対し26人となっており、これを日本々土の有病率12.9人(昭和38年の実態調査結果)に較べると、2倍強という高い有病率を示している。現在沖縄の総人口を96万人と推定すると、精神障害者の数は24,960人と推計される。

2. 精神科の医療施設 11施設 その中、3施設は入院設備はない

3. 精神科のベット数 1299床 その他、近期中に80床増築完成するので1379床になる

4. 現に精神科に勤務している医師の数 24人
その内訳は、現地医師15人、技術導入による契約医師6人、日本政府の技術援助による派遣医師3人である。

5. 施設別のベット数と医師の配置数

設置主体	施設名	保有ベット数	医師の配置数
琉球政府	琉球精神病院	350床	6人
	宮古病院精神科	50床	1人
財団法人 沖縄精神衛生協会	沖縄精和病院	240床	5人
	私立		
私	天久台病院	220床	3人
	田嶋病院	140床	3人(近期中に80床増築完成220床になる)
	平安病院	126床	1人
	鉾頭医院	120床	3人
	島医院	53床	1人
	久田医院	0	1人
財団法人 沖縄精神衛生協会	新設の院	0	0
	沖縄精神衛生相談所 併設 294・77-77	0	0
計	11施設	1299床	24人

6. 現在入院中の患者数は約1,500人と推定される
その内訳は 精神衛生法による措置入院 645人 政府立琉球精神病院入院者350人
私費その他生活保護法による医療扶助及び (全費公費で無料にならない)
医療保険による入院者、推計550人である。

7. 精神衛生法による措置入院患者数 645人 注 政府立琉球精神病院の入院者350人は公費ではないが、政府予算措置が精神衛生法による予算とは別になっているので、措置入院患者数には含めてない。

措置入院患者数 540人 琉球精神病院の通院患者は含まない

8. 入院保護申請受付件数 4,295件
うち、措置済み件数 1,331件で
未措置件数は、2,964件になっている。

説明 1960年8月22日精神衛生法立法施行以来、約9年間に政府主管課(厚生局予防課)に受付された精神障害者の入院保護申請件数は、政府立の琉球精神病院に現在入院中の患者350人を含めて4,295件で、その中、措置済み件数は1,331人である。したがって未措置件数は(4295-1331)2964件である。

9. 1969年度の政府予算における精神衛生事業費は下記のとおりである。

記

予算総額 800,562 (政府立の琉球精神病院の運営費はこの予算に含まれない)

その内訳は

○ 収容者治療費 769,073 { 入院 205,960(年間667人分)
通院 62,394(年間200人分)
通院者の交通費 719(年間60人分)

注 上記収容者治療費の中には、日本政府援助(国庫負担)が52,042含まれている。

○ 補助金 27,481 (沖縄精神衛生協会に対する補助金)

○ その他 3,972 (旅費、取戻費、借料その他)

合計 800,562

10. 望まれる対策は

ベットの増設、精神障害者の医療費に対する政府予算の大幅な増額、医師の確保、その他、精神衛生に対する啓蒙活動の強化、精神衛生センター並びに社会復帰施設(中間施設)の設置、保健所における精神衛生活動の強化、精神衛生相談所の強化等が要請される。

神精衛第51号
1969年4月6日

国務大臣 総理府総務長官
床次 徳二 殿

財団法人 沖縄精神衛生協会
会長 屋良 朝 苗



沖縄精和病院増設に対する国庫援助の実現方について
陳情書

当院は昭和34年度におけるお年玉年賀はがきの寄附金3,500万円の配分金を基に建設され、昭和36年5月100床の規模をもって開設しましたが、その後2回に亘る増設により、現在240床に拡充され、更に昭和43年度の国庫援助で研究検査棟の完成を見るにいたり、その高率な利用度と相俟って、今や政府立病院とともに沖縄における基幹精神病院として、精神障害者の医療対策に大きな役割を果たしつつありますことは、偏に南方同胞援護会のご尽力と本土政府の絶大なご援助の賜ものであり、衷心より深く感謝申し上げます。

さて、沖縄の精神衛生対策は、精神障害者の措置費に対するご援助をはじめ、施設の整備、技術援助による医師の派遣など、本土政府のあたたかいご援助により、近年次第に改善の方向を辿りつつありますが、本土に比較するとまだまだすべての面で大きな較差があり、その対策の強化が望まれています。なかんづく精神病床の不足は最もひどく

現在厚生局の窓口を受付けされた者だけでも、要入院者のおよそ70パーセントにあたる3,000人の患者がベッドの空くのを待っている実状でありまして、その患者をかかえて入院を待ちわびている家族の窮状は、経済的にも精神的にも真に深刻なものがああり、その対策は単に医療の立場からだけでなく、人道的な立場からも緊急に解決しなければならない大きな課題であります。

琉球政府当局におきましても、このような現状を打開するため、精神衛生対策を医療行政の重点施策としてとりあげ、精一杯の努力をつづけておりますが、現在の限られた財源をもって対処するには、現状はあまりにも問題が大きく、その早期改善は到底困難な状況でありますので今後とも本土政府の積極的な援助が要請されます。

当協会は、このように深刻なベッド不足を改善し、精神衛生対策の進展に寄与する為、沖縄精和病院の委託者である南方同胞援護会にその実情を訴え、目下その増設計画を急いでいるところであります。

つきましては、沖縄の精神科医療における窮状打開のために、昭和45年度の国庫援助をもって本施設の増設を是非実現して下さいますよう、ここに謹んで陳情申し上げます。次第であります。

要望書

一 沖縄返還について

1. 無条件全面返還を要望する。

2. 返還時期を早急に決めていたさ度い。

一 B52 即時撤去、原潜寄港阻止

一 國政参加について

1. 本土早並参加

一 婦人の保健のための産婦人科医師の継続派遣

一 母子保健センターの設置について

一 余剰米の供与について

一 米軍人、軍属に対する裁判権及び捜査権の民移
管、

一 青少年問題の一環として少年院の整備強化、

一 婦人に對する福祉施設の拡充

1. 保育所の増設

2. 学童保育所の設置

3. ひとりく婦人の家、設置

昭和四十四年四月六日

沖縄婦人連合会々長

副会長

仲宗根 郁子

川崎 清子

〇
〇
〇
〇

沖繩婦人連合会理事

源 中子子

宮里 悦

吉堅 工

大湾 也

大城 貴代

官公労婦人部長

總理府總務長官

、本次 徳二 殿

〇
〇
〇
〇
一九六九年四月五日

終戦前の債権支払の方についての陳情書

沖縄県木杙株式会社
取締役社長 石原昌淳



終戦前の債権支払い方について陳情

一、債権原本額 一、金九拾九万九千壹百円貳拾貳銭也

この債権は今次大戦中、当沖縄県に於ける作戦部隊であつた山部隊の命令により債権者（沖縄県木材株式会社）が同部隊に納入した資材代金として昭和二十年三月二十二日附日本銀行那覇代理店扱いとして振出された小切手（参考資料第一号）による債権であります。

二、小切手が当時換金出来なかつた理由

この小切手を受領した翌日即ち昭和二十年三月二十三日からは、米軍による艦砲射撃と空襲が始まり、昼夜を分たぬ攻撃が間断なく続けられ、やがて上陸作戦が展開されて全島が戦場と化したため、政府機関を始め銀行等諸機関は四散し且其の機能も消失し遂に換金不能に陥りました。

三、終戦後請求遅延の理由

- 1 未曾有の戦禍を蒙り一切が灰尽に帰し、極度に混乱した住民生活は、衣食住を求める事だけで一杯であつたこと。
- 2 社長知花高直氏始め主たる役員が死亡したこと。
- 3 株主並びに役員員の生死と住所の調査等が困難を極めた事
- 4 本土と施政権が分離され、戦後も数年間交通の自由がなかつたため、請求手続き等を知る機会もなく過ぎたこと。
- 5 後日債権を請求するために折衝した過程に於ける応答並に御指導が事務的にながれ親心のこもつた御配慮が欠けていた事。

四、本債権請求に就いての折衝の経過概要

- 1 昭和二十五年十一月当沖縄県木材株式会社専務取締役中雅信が米軍の特別許可を得て、本土から沖縄へ杉材の輸出許可について陳情のため上京した機会に、日本銀行本店第十七番口受付に於て、前記の小切手の支払方について折衝した所、本件は在外資産に該当するので、講和条約発効後でないとは処理出来ないから大事に保管して、その時期まで待つようとの指導を受けました。
- 2 日本政府南方連絡事務所を通して数回に渉り折衝した所、別紙（参考資料第二号）の通り日本銀行国庫局長の回答が南連経由で移ちようとして参りました。
其の回答文書によれば当該小切手の有効性は否定しながらも、小切手振出の原因となつた債権関係の存在は認めてその支払いについては所管庁に照会方を教示して居ります事に注意して本件解決の糸口になるものと考えます。

五、沖縄県木材株式会社性格と国家への奉仕及犠牲の概要

本社は去る第二次世界大戦末期に於て、戦争目的完遂のために制定された企業統制令に基き、沖縄県当局の御指導の下に全県下の製材業者、木材販売業者並に森林組合及森林組合連合会と大口森林所有者を強制的に統合し、その全資産（主として現金、商品、製材施設、其他營業の為の諸施設）を出資して組織した。資本金八拾万円也の全統一社の戦時統制会社でありました。

従つて十・十空襲後の本社役職員の業務は、軍へ納入される資材の生産並に集荷等、生命の危険も冒して行なわれ、尊い人命も犠牲になつて居ります。

尚本沖縄県木材株式会社は設立後一度の決算もせずに戦争に突入したため、株主は何ら配当も受けて居りません。更に会社の資産は現金（本小切手も含めて）と動産のみでありましたので、本小切手以外は一切灰じんじんに帰したので戦後は全資産と生活源である營業と生命の危険まで冒して戦力増強のために且は国家のため滅私奉公した本社の株主並びに役職員一同は、全く気の毒な状態にあります。

以上、申し上げましたが参考資料第二号の通り日本銀行国庫局長は債権のあることは認めながら、その支払いについては失期を理由に支払い致しかねる旨の回答になつて居りますが、このことは事務的には理解できませんが失期の理由が前述の通り全く戦争のため目的並に経過及各人の全資産と生活源の全營業をさげ生命の危険まで冒して徹底的に国策に協力した本会社の明確な債権に対して、戦争に原因して生じた失期を理由に、日本政府として支払出来ないとはどうしても納得できない所で御座居ます。

就きましては以上のべましたことに対して日本政府が深い理解とあたくさい愛情を賜り頭書の原本と貨幣価値の変動等御勘案なされ、適当な利息を附して早急にお支払い下さいますよう日本政府に特別の御折衝方お願い申し上げますたく別紙関係書類相添え陳情申し上げます。

一九六九年四月五日

沖縄那覇市

沖縄県木材株式会社

社長 石原昌淳



床次總務長官殿

参考資料第一号

MR. 00626
預託金
小切手
知化尚且渡
右金額此小切手引換持券人(支拂)
相成度候也
昭和廿年参月廿貳日
(振込)
山形三田三行外力澤所
山形直主不換在支
陸奥三田三行 振替 筆
朝市東町
日本銀行
御中

参考資料第二号

(写)

国 甲 第53号
昭和39年10月19日

那覇日本政府
南方連絡事務所長 殿

日本銀行 国庫局長

旧那覇代理店あて振り出された小切手
の支払に関し回答の件

本月9日付総南連第2323号をもつて本行総務部長あてご来照にかかる標記小切手は、既に振出日付後1年以上を経過（本行は振出日付後1年以内の小切手に限り支払うことになっている...会計法第28条）し、特に支払期間延長の措置も講ぜられていないものであるため、現在本行としてこれに対する支払をなすことはできません。

しかしながら、上記は必ずしも本件小切手振出の原因となつた債権関係の存在を否定するものではありませんので別途、国における支払の可否については、契約内容等明示のうえ所管総理本府（特別地域連絡局）あて改めて照会方お願いいたします。

以 上